

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

地域・保育・学校・職域・関係機関や各種団体等と行政が互いに連携を図りながら、健康づくり等に関する施策を一体的に実施していくこととします。

また、市職員は、健康は生活の質を高めるために不可欠であるという共通認識のもと、自ら健康づくりを実践しながら、市民の健康づくりと健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

### (1) 市民、家庭の役割

#### ① 市民

健康づくりの主体は市民です。「自分の健康は自分で守る」ことの意識を高め、健康づくりを楽しみながら実践することが基本となります。まずは、自分自身の健康に関心を持ち、その状態を知り、健康的な生活習慣を身に付け、ライフスタイルを改善するなど積極的に実践することが重要です。自分の住む地域への関心を深め、地域の取組に積極的に参加することも大切です。

#### ② 家庭

家庭は、生活をする上で最も基礎的な単位であり、食事、運動、睡眠、休養など、乳幼児期から生涯を通じて健康的な生活習慣を身に付けるための役割を果たすことが期待されています。また、健康の重要性を学習し互いに高め合う場、心の安らぎを得る休憩の場であり、その機能を強化することが求められています。家族みんなで食卓を囲んで団らんをする、運動をするなど、健康的な生活習慣を親から子へ伝えていくこと、家庭全体の健康を考え生活を送ることが重要です。

### (2) 関係機関の役割

#### ① 保育所・学校等

乳幼児から思春期の子どもたちが、家庭に次いで多くの時間を過ごす保育所、学校等は、基本的な生活習慣を培い、生涯にわたって自己の健康を適切に管理し、改善していくための資質や能力が養われる場です。そのため、家庭と連携し生涯にわたる健康づくりの意識と行動につなげていくためにも、教育・指導の充実が重要です。

#### ② 地域

地域には、保健・医療関係者、コミュニティや自治会、企業（職場）などがあり、それぞれが健康づくりを地域の課題として共有し、地域づくり・まちづくりを進めることが期待されています。また、その専門性を活かして健康増進のための活動を実践し、他の地域との積極的な交流を図り、情報の交換・共有を進めるとともに、活動で得た成果、知識、技術を共有するなど、相互の活動啓発を促進することが必要です。

### ③ 保健・医療関係者

医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係団体は、健康の問題に対して専門的な見地から技術や情報の提供ができます。特に身近なかかりつけ医・歯科医などの専門家については、病気の治療にとどまらず、病気の発症予防や重症化予防にも大きな役割を担うことが期待されます。また、薬局・薬剤師などについては、医薬品の適正な使用や健康に関する相談、情報提供などの役割が期待されます。

健康づくりに関する情報提供や相談への対応のほか、地域の健康づくりの取組を支援する大きな支えとなります。

### ④ コミュニティ、自治会、ボランティア団体

地域では、それぞれの特色を活かした活動を通して、健康づくりが実践されており、住み慣れた地域の中でふれあい、支え合い、声掛け、見守りなどを通して、心身の健康を育む大きな役割が期待されます。地域団体は、活動を通じて多方面にわたり多くの人々となつなげることができることから、健康に関する情報とサービスをきめ細かく提供することで、より身近に広く普及する効果があります。

スポーツ、子育て、文化・芸術活動、福祉などさまざまな団体が連携し、社会とのつながりや心の健康の維持及び向上など、市民一人ひとりの健康づくりを支援していくことが望まれます。

### ⑤ 企業等

企業（職場）は、青年期から壮年期といった人生の大半を過ごす場であり、働く人の職場環境や人間関係は、生活習慣や病気の発生に影響を及ぼすことがあります。このため、労働者の健康管理の観点から、定期的な健康診断による健康管理や職場のコミュニケーションの改善、従業員の福利厚生の実施など、職場における心と体の健康づくりを推進していく必要があります。

また、地域社会の一員として企業活動や社会貢献活動を通じて、地域における健康づくりに積極的に参画することが期待されます。

## (3) 市の役割

市は、市民の健康づくりを担う最も身近な行政機関として、本計画を推進する立場であることを意識し、関係団体や関係機関と連携を図り、それぞれの地域資源や機能を補完・活用して健康づくりの視点を入れた取組を、効果的且つ効率的な健康づくり施策を推進します。

市の各部局は、本計画の施策を実行するとともに、「健康づくり及び健康寿命延伸に関するアクションプラン」に基づく事業を推進し、組織横断的に連携を取りながら、市民の健康づくり及び健康寿命延伸に向けた取組を推進していきます。

### ① 普及・啓発

今回策定した健康づくり計画の内容を広く市民に周知・啓発するため、広報誌やホームページなどを通じて計画の内容を公表します。また、健康づくりの各種事業やイベントにより市民の健康意識を高める機運を醸成します。

### ② 人材の育成

健康増進に関する施策を推進するため、保健師や管理栄養士等の資質の向上、食生活改善推進員、保健推進員の活動の支援、運動指導者との連携、ボランティア組織や健康増進のための普及・啓発を担う団体の支援に努めます。

自治会や老人クラブ等の地域団体が行う各種健康づくり事業との連携や健康教育等の実施・充実を図ります。

### ③ 市民・地域・職場・行政の協働

計画を推進することの意義は、健康づくりの目標値の設定にあるのではなく、その達成すべき目標を関係者が共有するとともに、各々の立場からその役割を果たすことにより、健康づくりを推進していくことにあります。

個人や家庭、地域のグループ、職場、関係団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携し、推進することが重要となります。それぞれが得意分野を活かして主体的に取り組み、不足を補完し合い、協働するネットワークとなれば、本計画の目標の達成に近づくものと考えます。

### ④ 災害時等の危機管理における健康対策

南海トラフ地震など発生の可能性が高まっているとされる巨大な地震と津波災害をはじめ、台風等による水害の発生による二次的な健康被害など、災害時の保健活動による被災者の二次的な健康被害の予防が必要となっています。

また、感染症の流行や食中毒の発生など健康の危機管理の必要性も求められており、大洲市地域防災計画に基づき、関係機関との連携による二次的な健康被害の発生予防、拡大防止に努めます。

## 2 計画の進行管理と評価

今後も、住民や関係団体、有識者等で構成される「大洲市健康づくり推進協議会」を定期的に開催し、計画の全体的な進行管理と評価を行います。

また、市の内部組織である健康寿命延伸プロジェクトの「関係課連絡会」や「健康づくりコア会議」により《計画→実行→評価→改善》のサイクルが確実に回るよう、進捗状況の評価や点検を行うとともに、新たな事業の企画・立案など、取組の推進を図ります。

なお、健康づくりに関する国の動きや社会情勢等に大きな変化があった場合は、計画期間の途中でであっても、内容の見直しを行うことができるものとします。

